

清須市週休2日制工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）において、建設業における若手の技術者及び女性技術者の確保及び育成並びに企業及び労働者の労働環境改善に向けた意識の向上を図るため、建設業における週休2日の普及に向けた取組に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 工事の始期から工事の終期までの期間（次に掲げる期間を除く。）をいう。
 - ア 準備期間（工事に係る契約の締結日（以下「契約締結日」という。）の翌日から工事の始期の前日までの期間をいう。）
 - イ 後片付け期間（工事の終期の翌日から工事完成届を提出する日までの期間をいう。）
 - ウ 工事の請負者が定める夏季休業の期間
 - エ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの期間
 - オ 工場製作のみの期間
 - カ 事故等により工事が稼働していない期間
 - キ 天災等の突発的な事情による対応期間
- (3) 休工 安全点検、巡視等を除き、現場作業（現場事務所での事務を含む。以下同じ。）を一切行わない状態をいう。

(発注方式)

第3条 週休2日を確保する工事（以下「週休2日制工事」という。）の発注は、次のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 発注者指定型 発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望型 受注者が、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までに、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式
(対象工事)

第4条 週休2日制工事の対象となる工事は、公共建築工事費積算基準を適用する工事、保全工事等並びに水道工事における一般修繕工事及び設備修繕工事その他市長がその他週休2日制工事に適さないと認める工事以外の工事とする。

(週休2日の確保)

第5条 週休2日制工事を実施する工事については、対象期間の全日数の28.5パーセント以上の日数において休工を実施するものとする。

(取組内容)

第6条 週休2日制工事を実施する工事の取組の内容は、次の各号に掲げる発注方式の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 発注者指定型 次に掲げる取組

ア 受注者は、施工計画書を提出するまでに、週休2日の取得計画が分かるように計画表を作成の上、工事打合簿により監督員に提出し、監督員はこれを確認すること。

イ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況報告書を提出すること。この場合において、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認すること。

ウ 発注者が週休2日に係るアンケート調査又はヒアリング調査を実施する場合には、受注者はこれに協力しなければならないこと。

(2) 受注者希望型 次に掲げる取組

ア 受注者は、週休2日制工事に取り組む場合には、工事に係る契約の締結後、施工計画書を提出するまでに、週休2日の取得計画が分かるように計画表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うこと。ただし、週休2日の実施に伴う工期の変更は行わないこと。

イ 監督員は、アの協議の結果、当該工程で週休2日の確保ができると認めた場合は、当該工事を週休2日制工事とする旨を回答すること。

ウ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況報告書を提出すること。この場合において、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、

これを確認すること。

エ 発注者が週休2日に係るアンケート調査又はヒアリング調査を実施する場合には、受注者はこれに協力しなければならないこと。

(経費の補正)

第7条 週休2日制工事を実施する工事については、次の各号に掲げる経費について、それぞれ当該各号に定める割合を用いて経費の補正を行うものとする。

- (1) 労務費 1.05
- (2) 機械経費(賃料) 1.04
- (3) 共通仮設費率 1.04
- (4) 現場管理費率 1.06

2 発注者は、休工状況の確認後、前項の規定による経費の補正を行い、変更契約を締結するものとする。

(工事名)

第8条 発注者は、週休2日制工事の対象となる工事のうち、発注者指定型を採用する工事を一般競争入札又は指名競争入札に付するときは、工事名の末尾に「(週休2日)」と記載するものとする。

(特記仕様書)

第9条 発注者は、週休2日制工事の対象となる工事を一般競争入札又は指名競争入札に付するときは、特記仕様書に当該工事が週休2日制工事の対象となる工事である旨を明示するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定の適用については、当分の間、同条中「28.5パーセント」とあるのは、「21.4パーセント」とする。
- 3 週休2日制工事を実施する工事に係る経費の補正については、第7条の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる対象期間の全日数に対する休工の割合に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 28.5パーセント以上(4週8休以上) 次に掲げる経費について、それぞれ定める割合を用いて経費の補正を行う。

ア 労務費 1.05

イ 機械経費（賃料） 1.04

ウ 共通仮設費率 1.04

エ 現場管理費率 1.06

(2) 25パーセント以上28.5パーセント未満（4週7休以上4週8休未満）

次に掲げる経費について、それぞれ定める割合を用いて経費の補正を行う。

ア 労務費 1.03

イ 機械経費（賃料） 1.03

ウ 共通仮設費率 1.03

エ 現場管理費率 1.04

(3) 21.4パーセント以上25パーセント未満（4週6休以上4週7休未満）

次に掲げる経費について、それぞれ定める割合を用いて経費の補正を行う。

ア 労務費 1.01

イ 機械経費（賃料） 1.01

ウ 共通仮設費率 1.02

エ 現場管理費率 1.03